



「イーストスプリング・インド・インフラ株式ファンド」(毎月決算・予想分配金提示型) および「イーストスプリング・インド消費関連ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)」の設定について

NEWS RELEASE

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 佐藤 輝幸、以下当社)は、新たに「イーストスプリング・インド・インフラ株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)」および「イーストスプリング・インド消費関連ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)」を 2026 年 8 月 27 日に設定し、運用を開始します。

商品名	イーストスプリング・インド・インフラ株式ファンド (毎月決算・予想分配金提示型) イーストスプリング・インド消費関連ファンド (毎月決算・予想分配金提示型)
商品分類	追加型投信／海外／株式
設定日	2026 年 8 月 27 日
取扱販売会社	マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社
取扱開始日	2026 年 8 月 19 日

Eastspring Investments Limited
Marunouchi Park Building, 2-6-1 Marunouchi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6905
www.eastspring.co.jp

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
〒100-6905 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
www.eastspring.co.jp

新ファンド設定の背景

インドは人口増加や所得水準の向上を背景に、消費市場の拡大とインフラ整備の進展が続いており、世界でも有数の高い経済成長が期待される国として注目されています。「消費」と「インフラ」はインド経済の成長をけん引する重要な分野であり、今後も中長期的な成長が期待されます。当社ではこれまで、「イーストスプリング・インド・インフラ株式ファンド」および「イーストスプリング・インド消費関連ファンド」を通じて、こうした成長への投資機会の提供に取り組んできました。両ファンドは長期にわたり良好な運用実績を積み重ねており、このたび投資家の皆さまの多様な資産形成ニーズにお応えするため、それぞれのファンドに新たに『毎月決算・予想分配金提示型』を追加いたします。今回の追加により、投資家の皆さまはご自身の投資目的やライフプランに合わせて、決算頻度や分配方針を選択いただけるようになります。

国内籍インド株式ファンドの10年リターンランキングトップ5

(2026年7月末時点)

順位	ファンド名	リターン (累積)
1	イーストスプリング・インド・インフラ株式ファンド	256.1%
2	Aファンド	246.1%
3	イーストスプリング・インド消費関連ファンド	239.4%
4	Bファンド	239.2%
5	Cファンド	211.4%

出所: Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※資産運用業協会「投信総合検索ライブラリー」で、運用年数 10 年以上のインド株式に特化したファンド 22 ファンドを抽出のうえ比較。抽出条件は、運用年数: 10 年以上、投資対象資産: 株式、インデックスファンド区分: インデックスファンドを除く、ETF 区分: ETF を除く、キーワード: 「インド」または「印度」で抽出し、主要投資対象をインド株式とするファンドのうち、指数連動型およびレバレッジ型を除外。すべてトータル・リターン(グロス)。今回新規設定される 2 つのファンドはランキングに含まれていません。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

分配方針

＜「イーストスプリング・インド・インフラ株式ファンド（毎月決算・予想分配金提示型）」
および「イーストスプリング・インド消費関連ファンド（毎月決算・予想分配金提示型）」共通＞

- 原則として、毎月 20 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 各決算日の前営業日の基準価額（支払済み分配金（1 万口当たり、税引前）累計額は加算しません。）に応じて、原則として、以下の金額の分配を目指します。

各決算日の前営業日の基準価額	分配金(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額水準等を勘案して決定
11,000円以上～12,000円未満	200円
12,000円以上～13,000円未満	300円
13,000円以上～14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※ 分配対象額が少額の場合や、決算日の前営業日から決算日まで基準価額が急激に変動した場合等には、上記と異なる分配金額となることや分配を行わないことがあります。

※ 基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を行うというものではありません。

※ 分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※ 上記表に記載された基準価額および分配金額は、予想に基づきものであり、将来の運用の成果を保証または示唆するものではありません。

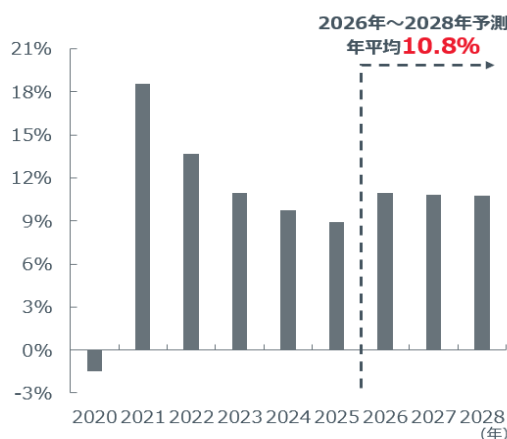
※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（ご参考）インド株式市場の見通し

インド株式市場は 2026 年前半に中東情勢の緊迫化などを背景として調整局面となりましたが、その後は地政学リスクの緩和や外国投資家による資金流入の回復を背景に、改善の兆しが見られます。また、インドでは金融緩和や減税などの景気支援策が進められたほか、個人消費や設備投資も底堅く推移しており、中長期的な成長見通しに大きな変化はありません。当社では、堅調な経済成長に加え、企業業績の回復が見込まれることから、インド株式市場は引き続き魅力的な投資機会を提供すると考えています。特に消費およびインフラ関連分野は、インド経済の成長のけん引する重点分野として注目しています。

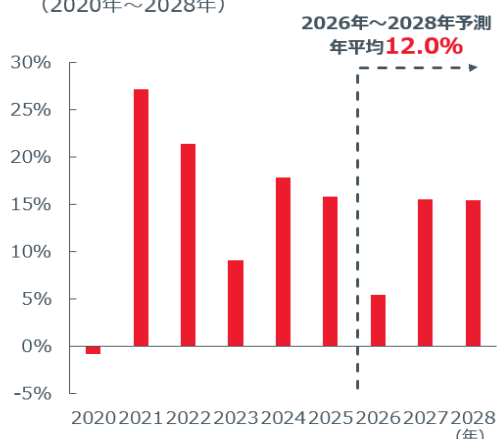
名目GDP成長率と企業利益の伸びは回復へ

インドの名目GDP成長率（前年比）
（2020年～2028年）



出所：IMF世界経済見通しデータベース（2026年4月）のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。2026年以降は予測値。

インド株式の1株当たり利益（EPS）
成長率（前年比）
（2020年～2028年）



出所：Bloomberg L.P. のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。
※インド株式：MSCIインド指数。2026年以降の1株当たり利益（EPS）は2026年7月16日時点のBloombergコンセンサス予想。

＜「イーストスプリング・インド・インフラ株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)」および
「イーストスプリング・インド消費関連ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)」共通＞

〔収益分配金に関する留意事項〕

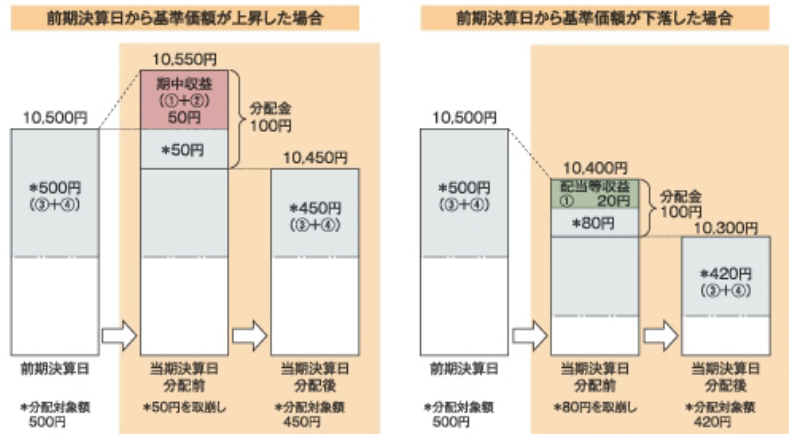
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



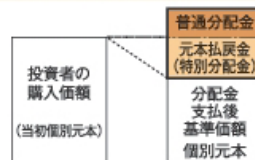
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

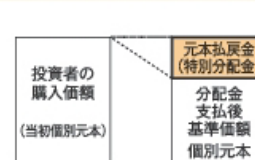
※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

<4ファンド*共通> *以下、当ファンド。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。



外国の税制変更リスク

インド株式の売却益等に関し、保有期間に応じてキャピタルゲイン税等が課されます。これらは当ファンドが投資対象とする外国投資法人(以下、「投資先ファンド」といいます。)が負担します。投資先ファンドの設定国および投資対象国において、税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更されることがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受け付けを取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- インドの株式には、外国投資家の保有比率の制限があります。したがって、外国投資家の保有比率の状況によっては運用上の制約を受ける場合があります。なお、インドの制度等は変更される場合があります。

※4 ファンドは、「イーストスプリング・インド・インフラ株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)」、「イーストスプリング・インド消費関連ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)」、「イーストスプリング・インド・インフラ株式ファンド」および「イーストスプリング・インド消費関連ファンド」。

<「イーストスプリング・インド・インフラ株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)」>

ファンドの費用・税金	
<ファンドの費用>	
投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に multiplying 得た額とします。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を multiplying 得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率1.3497%(税抜1.227%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。		信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率
		<当ファンド①の配分>		
		委託会社	年率0.5500%(税抜0.500%)	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年率0.7700%(税抜0.700%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	年率0.0297%(税抜0.027%)	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	投資対象とする 投資信託証券②	年率0.60%程度		
	実質的な負担 (①+②)	年率1.9497%程度(税込)		
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは5月および11月の計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入・有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。			監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用： 有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2026年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<「イーストスプリング・インド消費関連ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)」>

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に乘じて得た額とします。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乘じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率1.3497%(税抜1.227%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の 基準価額に反映されます。信託財産からは 毎計算期末または信託終了時に支払われます。 <当ファンド①の配分> <table><tr><td>委託会社</td><td>年率0.5500%(税抜0.500%)</td><td>信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率 委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年率0.7700%(税抜0.700%)</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種 書類の送付、口座内でのファンドの管理 および事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率0.0297%(税抜0.027%)</td><td>ファンドの運用財産の保管・管理、委託 会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr></table>	委託会社	年率0.5500%(税抜0.500%)	信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率 委託した資金の運用の対価	販売会社	年率0.7700%(税抜0.700%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種 書類の送付、口座内でのファンドの管理 および事務手続き等の対価	受託会社	年率0.0297%(税抜0.027%)	ファンドの運用財産の保管・管理、委託 会社からの運用指図の実行等の対価
委託会社	年率0.5500%(税抜0.500%)	信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率 委託した資金の運用の対価									
販売会社	年率0.7700%(税抜0.700%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種 書類の送付、口座内でのファンドの管理 および事務手続き等の対価									
受託会社	年率0.0297%(税抜0.027%)	ファンドの運用財産の保管・管理、委託 会社からの運用指図の実行等の対価									
	投資対象とする 投資信託証券②	年率0.60%程度									
	実質的な負担 (①+②)	年率1.9497%程度(税込)									
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用 報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映され ます。信託財産からは2月および8月の計算期末または信託終了時 に支払われます。また、組入有効証券の売買時の売買委託手数料、 外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に 料率・上限額等を表示することができません。	監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査に かかる費用 売買委託手数料： 有効証券等の売買の際、売買仲介人に 支払う手数料 保管費用： 有効証券等の保管等のために海外銀行 に支払う費用									

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2026年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜「イーストスプリング・インド・インフラ株式ファンド」および「イーストスプリング・インド消費
関連ファンド」共通＞

ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.3%(税抜3.0%)を 上限 として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額とします。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乘じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	純資産総額に対して年率1.3497%(税抜1.227%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々 の基準価額に反映されます。信託財産からは毎 計算期末または信託終了時に支払われます。 <当ファンド①の配分>	信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率	
当ファンド①	委託会社	年率0.5500%(税抜0.500%)	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.7700%(税抜0.700%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種 書類の送付、口座内でのファンドの管理 および事務手続き等の対価
	受託会社	年率0.0297%(税抜0.027%)	ファンドの運用財産の保管・管理、委託 会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券②	年率0.60%程度		
実質的な負担 (①+②)	年率1.9497%程度(税込)		
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用 報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映され ます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われま す。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における 資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信 託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に 料率・上限額等を表示することができません。	監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査に かかる費用 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に 支払う手数料 保管費用： 有価証券等の保管等のために海外銀行 に支払う費用	

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜税金＞

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2025年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度[NISA(ニーサ)]をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

【イーストスプリング・インベストメンツについて】

イーストスプリング・インベストメンツは、1848 年設立以来 175 年以上にわたり金融サービスを提供している英国ブルーデンシャル・グループの資産運用会社として、約 2,690 億米ドル（約 43 兆円、2026 年 3 月末現在、1 米ドル＝159.74 円）の運用資産を有しています。イーストスプリング・インベストメンツは日本をはじめシンガポール、中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、タイ、台湾、ベトナム、ルクセンブルグ、米国の 12 のマーケットで資産運用事業を展開しています。イーストスプリング・インベストメンツは、国際連合から支持を受ける責任投資原則（PRI）の署名機関として、投資責任原則に基づく ESG を投資決定プロセスに導入することに取り組んでいます。

【最終親会社について】

英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国の M&G 社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。イーストスプリング・インベストメンツの最終親会社は、アジア・アフリカ地域を中心に業務を展開しています。ロンドン、ニューヨーク、香港、シンガポールの証券取引所に上場しています。

【イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 会社概要】

- ◆ 設立： 1999 年 12 月
- ◆ 資本金： 6 億 4,950 万円
- ◆ 住所： 東京都千代田区丸の内 2-6-1 丸の内パークビルディング
- ◆ 登録番号： 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 379 号
- ◆ 加入協会： 一般社団法人資産運用業協会
- ◆ ホームページ： <https://www.eastspring.co.jp/>
- ◆ 運用資産残高： 約 7,093 億円（2026 年 6 月末時点）

【本ニュースリリースに関して】

※当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
※当資料は、投資勧誘を目的とするものではありません。

当資料に関してご留意いただきたい事項

- 当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、情報提供を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、特定の金融商品の勧誘・販売等を目的とした販売用資料ではありません。
- 当資料は、信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、当社の見解および予想に基づく将来の見通しが含まれることがあります。将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当社による事前の書面による同意無く、当資料の全部またはその一部を複製・転用並びに配布することはご遠慮ください。

投資信託のお申込みに際してご留意いただきたい事項

- 投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 過去の実績は、将来の運用成果を約束するものではありません。
- 投資信託は、株式、公社債等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ご購入時の価額を下回ることもあり、投資元本が保証されているものではありません。これらに伴うリスクおよび運用の結果生じる損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。
- ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を必ずご確認ください。うえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第 379 号

加入協会 一般社団法人資産運用業協会